

児童扶養手当について

受給資格者

次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある（心身に一定の障害があるときは 20 歳未満）児童を監護している母、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父、または当該父母にかわってその児童を養育している方

1. 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が一定の障害の状態にある児童
4. 父または母の生死が明らかでない児童
5. 父または母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
6. 保護命令を受けている父または母の児童（ただし母または父の申し立ての場合に限る）
7. 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで生まれた児童
9. 孤児などで、父母がいるのか否か不明の児童

次のような場合、手当は支給されません

手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住所を有しない場合
児童が児童福祉施設（保育所・通園施設を除く）などに入所している場合
児童が里親に委託されている場合

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合

支給要件に該当してから（父子家庭を除く）平成 15 年 4 月までに 5 年を経過している場合 資格がなくなっているにもかかわらず、届出をしないで手当を受給していると、資格がなくなった翌月からの手当はさかのぼって全額返還していただきますので、くれぐれもご注意ください。

【公的年金等の給付を受給できる方が申請をされる場合】

平成 26 年 12 月より、公的年金等を受給できる父母または養育者も請求が可能となりました。

※実際に受給できるのは年金の月額相当額が手当額を下回る場合に限りです。※公的年金等を請求できる方が、公的年金等の請求をせずに手当の申請のみをすることは出来ません。

手当を受ける手続

手当を受けるには、檜枝岐村の窓口で必要な書類を添えて手続きをしてください。

1. 請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本（外国人の方は登録済み証明書）
2. 養育費に関する申告書
（受給資格者が父又は母の場合で、支給事由が原則、離婚の場合又は未婚で認知されている場合のみ。）
3. その他必要書類

1～3 は発行日から 1 ヶ月以内のものであることが必要です。

なお、事情により必要となる書類が異なりますので、お問い合わせください。

（請求書等の用紙は役場住民課でお渡しします。）

手当の額

手当の額は所得額や扶養親族等の数等に応じ異なりますので、役場住民課までお問い合わせください。